

告 示

埼玉県議会告示第七号

埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年七月十四日

埼玉県議会議長 立石 泰 広

埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程

埼玉県議会委員会規程（昭和五十八年埼玉県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項中「発生等」の下に「若しくは育児、介護等のやむを得ない事由」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。